

令和 5 年度

第 1 回伊丹市都市計画審議会会議録

開催日時	令和 5 年 11 月 14 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分
開催場所	伊丹市役所 4 階 議員総会室
議 事 及び 議決事項	阪神間都市計画生産緑地地区の変更 (伊丹市決定) について【諮問】
	議決事項 : 原案に異議なし
	阪神間都市計画防火の施設の変更 (伊丹市決定) について【諮問】
	議決事項 : 原案に異議なし

会議出席者

<p>審議会委員</p> <p>会 長 加賀 有津子</p> <p>委 員 小西 新右衛門</p> <p>〃 酒井 裕規</p> <p>〃 島田 洋子</p> <p>〃 富田 陽子</p> <p>〃 和田 善巳</p> <p>〃 加藤 光博</p> <p>〃 山藺 有理</p> <p>〃 永松 敏彦</p> <p>〃 池信 秀明</p> <p>〃 長山 安治</p> <p>〃 古川 仁</p> <p>会議欠席者</p> <p>委 員 岡田 昌彰</p> <p>〃 大江 広人</p>	<p>事務局</p> <p>都市活力部長 西本 秀吉</p> <p>都市整備室長 北野 啓二</p> <p>都市計画課長 溝淵 宏祐</p> <p>都市計画課主査 舛井 茂樹</p> <p>都市計画課 澤本 凱智</p> <p>産業振興室長 小宮 正照</p> <p>農業政策課長 中西 学</p> <p>農業委員会事務局長 阪部 広典</p> <p>消防局長 福井 浩次</p> <p>消防局警防室長 國尾 晃章</p> <p>消防局警防課長 阪上 靖</p> <p>消防局警防課副主幹 永吉 勝彦</p> <p>審議会事務局</p> <p>幹事 都市計画課長 溝淵 宏祐</p> <p>都市計画課主査 舛井 茂樹</p> <p>都市計画課主査 三浦 慎也</p> <p>都市計画課 澤本 凱智</p>
---	--

事務局	定刻になりましたので、只今より令和 5 年度 第 1 回伊丹市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、当審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。
-----	---

事務局	<p>本日の審議会ですが委員 14 名のうち、12 名がご出席でございます。伊丹市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。また、7 名の委員の変更がございましたので、新たにご就任いただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>神戸大学大学院 准教授の酒井裕規委員でございます。</p> <p>伊丹市農業委員会 会長の和田善巳委員でございます。</p> <p>市議会議員の加藤光博委員でございます。</p> <p>市議会議員の山藺有理委員でございます。</p> <p>市議会議員の永松敏彦委員でございます。</p> <p>市議会議員の大江広人委員でございます。本日はご欠席されております。</p> <p>最後に、兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 まちづくり参事の古川仁委員です。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>今回新たに委員にご就任いただきました皆様の任期は、令和 6 年 3 月 31 日までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ここで都市活力部長より、開催にあたりご挨拶を申し上げます。</p> <p>いつもお世話になります。</p> <p>令和 5 年度、第 1 回伊丹市都市計画審議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素より、都市計画行政をはじめ、市政各般にわたり、深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本市のトピックを一つ紹介させていただきたいと思っております。伊丹は清酒発祥の地として知られ、江戸時代には伊丹で造られた清酒が「丹醸」の名で知れ渡り、将軍家の御膳酒にも供されておりました。それから 4 百年、この清酒の物語は、「伊丹諸白と灘の生 1 本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷として、令和 2 年、日本遺産に認定されたのはご案内の通りです。そして、この日本遺産の構成文化財の一つでもあります、現存する日本最古の酒蔵、「旧岡田家住宅・酒蔵」が、来年、築 350 年を迎えます。酒蔵がございます「市立伊丹ミュージアム」では、来年の 4 月 12 日から 6 月 2 日まで、江戸時代における伊丹の酒蔵建築や酒造りについて紹介する企画展や関連事業を開催する予定でございます。</p> <p>旧岡田家住宅は景観の観点でも、伊丹にふさわしい風格とにぎわいのある街並みを形成する重要な建築物でございますので、委員の皆様にもぜひ</p>
-----	---

	<p>ご覧いただければと紹介させていただきました。</p> <p>さて、本日も審議いただきます案件は諮問案件2件でございます。</p> <p>諮問案件の1件目は「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」です。生産緑地地区は市街化区域内の貴重な緑地であり、防災や良好な景観の形成など多くの機能を持った農地等を、計画的に保全するために、都市計画として定める地区でございます。本市におきましては、平成4年に115.2haの農地を生産緑地地区に指定して以来、毎年必要に応じ、都市計画変更を行っていますが、今年度につきましても、地区を変更する必要が生じているものでございます。</p> <p>諮問案件の2件目は「阪神間都市計画防火の施設の変更について」です。ここでいう防火の施設というのは、地下に埋設されている防火水槽のことでございます。市内の木造家屋密集地において水利施設が不十分な地域に対して、消防活動の利便性を向上させるため、昭和27年、28年に都市計画決定したものでございます。</p> <p>その後、消防法や伊丹市開発行為等の基準等に基づき整備を進め、現在、市内には消防水利が4,280基あり、十分確保されている状況です。</p> <p>つきましては、消防法等に基づき、市内の消防水利を統一的に整備、維持管理するため、阪神間都市計画防火の施設の都市計画を廃止しようとするものでございます。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局よりご説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見、活発なご議論をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局</p> <p>続きまして市の出席者をご紹介します。</p> <p>(市の出席者及び事務局職員の紹介)</p> <p>次に、資料の確認を致します。まず、都市計画審議会の委員名簿と本日の座席表。次に、諮問書のコピー、こちらは生産緑地と防火の施設の2件分です。また、先日郵送にてお送りしました審議会資料。この中の「次第」と、右肩に「資料①」と書かれた生産緑地の資料、最後に、右肩に「資料②」と書かれた防火の施設の資料になります。以上ですが、資料がない方はお声がけ頂けますでしょうか。</p> <p>それでは、次第の「3. 議事」に移ります。議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>会長</p> <p>始めに、伊丹市都市計画審議会の運営に関する規程第6条第3項に基づき会議録へご署名いただく方を指名いたします。今回は富田委員と加藤委</p>
--	---

事務局	<p>員にお願いしたいと思います。事務局で会議録を作成いたしますので、ご確認の上、ご署名をお願いします。</p> <p>次に同じく運営に関する規程第4条第1項により、審議会の運営に関する会議を除き、原則、会議は公開することとなっておりますので、本日の会議は公開したいと思いますですがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは会議は公開といたします。(傍聴者なし)</p> <p>本日の議事は、諮問案件が2件でございます。それでは、議事の1つ目「阪神間都市計画生産緑地地区の変更(伊丹市決定)について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、生産緑地地区の都市計画変更について説明いたします。資料は、お手元の「資料①」と記載したものでございます。</p> <p>まず資料の構成についてですが、資料の1ページには、都市計画変更の「計画書」として、伊丹市内の生産緑地の総面積を、また下段には変更の「理由」を記載しております。</p> <p>2ページには、今回の都市計画変更の内容を、変更理由別に一覧表にまとめたものでございます。</p> <p>また3ページには、生産緑地地区の指定変遷を記載しております。</p> <p>4ページには、計画図の「図郭割図」を、また5ページから25ページまでは、変更の「区域と内容」を表示している「計画図」を、26ページ以降は参考といたしまして、生産緑地法の抜粋、生産緑地地区の行為制限解除の流れ、都市計画法の抜粋を記載しております。</p> <p>また29ページには、今回の変更案につきまして、都市計画法に基づき兵庫県知事と協議を行い、「異存なし」との回答をいただいております。参考にその資料を添付しております。</p> <p>それでは始めに、生産緑地の制度につきまして、ご紹介させていただきます。資料の26ページをご覧ください。</p> <p>生産緑地地区は、市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市計画の「地域地区」のひとつとして定める区域です。</p> <p>生産緑地法第3条に、都市計画に位置づける生産緑地の要件が規定されております。要件としましては、市街化区域内にある農地等で、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること、区域が500平方メートル以上の規模であること、水利など営農環境等が整っていること、となっております。本市におきましては、第2項に基づく条例を、本審議会からの答申のもと、平成30年3月に制定し、面積要件を500平方メートルか</p>
-----	--

ら 300 平方メートルに引き下げております。

生産緑地地区に指定されますと、第 8 条の規定によりまして、公共施設の設置などを除き、原則、建築や開発行為が制限されることとなります。

また、生産緑地法第 10 条から第 14 条には、「行政に対する買取申出」の制度が規定されております。

買取申出の要件は、第 10 条に規定されており、大きく分けて 2 種類ございます。

一つは、当該生産緑地地区の都市計画決定告示の日から 30 年を経過したときでございます。昨年の令和 4 年 10 月 6 日で 30 年を経過した生産緑地があり、この度の変更事由の確定日が令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日であることから、今回初めて指定告示日から 30 年経過を理由に買取申出がございました。

そしてもう一つは、主たる従事者が死亡若しくは故障に至ったときが規定されております。

今回の都市計画変更の手続きでは、主にこの二つの規定に基づき、買取申出がなされた生産緑地地区を廃止しようとするものでございます。

27 ページの下段に、生産緑地地区の買取申出のフロー図がございました。

生産緑地の買取申出がなされた際に、「買い取らない」として事務処理を進めたものについて、生産緑地地区の廃止を行います。このフロー図で申し上げますと「右側」の事務の流れを踏んだものでございます。

今回買取申出があった生産緑地地区に関しまして、生産緑地法第 11 条に基づき、本市をはじめ兵庫県の関係部局に買取希望の照会を行いました。が、全ての地区で「買い取らない」報告を受け、生産緑地法第 12 条第 1 項に基づき、その旨を当該生産緑地の所有者に通知を行いました。

その後、生産緑地法第 13 条に基づき、農業政策課にて農林漁業希望者へのあっせんを行いました。が、こちらもすべての地区であっせんが不調となり、生産緑地法第 14 条に基づき、行為制限の解除となりました。

以上、生産緑地の制度について説明させて頂きました。

ここからは今回の生産緑地の変更の内容について説明させて頂きます。

資料の 2 ページをご覧ください。

生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為制限解除に伴い、廃止及び変更を行うものは、40 件ございます。その内、指定告示日から 30 年経過に起因するものが 24 件、主たる従事者の死亡に起因するものが 11 件、1 つの生産緑地地区内において 30 年経過かつ主たる従事者の死亡両方に起因するものが 1 件、主たる従事者の故障に起因するものが 4 件でございます。合わせまして、指定解除を行おうとする面積は、3.38ha となっております。

次に、追加の申出件数は1件ございまして、書類審査、現地確認等を行いました結果、指定要件に適合したことから、新たに指定を行うものでございます。面積としましては20㎡、ha換算でいくと0.00haを追加しようとするものでございます。

今回の変更前後の比較でございますが、地区数は変更前の535地区に対し、変更後は523地区となり、12地区の減少となります。面積は、変更前の90.28haに対し変更後は86.90haとなり、3.38haの減少となります。

3ページをご覧ください。本市は、平成4年10月6日に621地区、115.20haを当初の都市計画として決定しており、その後、主として行為制限が解除された生産緑地地区について、廃止を行う都市計画変更を毎年行っております。また、平成16年からは、農地所有者からの申出に基づき、追加指定も行っているところでございます。今回は、当初の指定を含め34回目の手続きでございまして、地区数としましては平成4年の当初指定から98地区減少の523地区となり、面積は28.30ha減少の86.90haとなる都市計画の変更を行います。

続きまして、変更する地区の詳細を説明いたします。

5ページをご覧ください。図面の凡例等について説明いたします。右下に凡例がございまして、「変更地区」は赤枠の太線で囲んでいます。今回、「廃止する区域」は、右下がりの斜線のハッチで、表示しております。また、「追加する区域」を点々のハッチで、表示しております。緑色で塗りつぶしております「既決定区域」とは、既に生産緑地地区として都市計画決定している区域で、今回の都市計画の変更においても、地区指定の廃止又は追加を行わない区域でございます。

また、図面に表示しております、「天神川1-29生産緑地地区」などの名称につきましては、小学校区ごとに分類して番号をつけておりまして、天神川「1」は17小学校区の整理番号、「29」はその区域内の通し番号となっております。

それでは、変更又は廃止しようとしております個々の地区につきまして、順次、説明させていただきます。

図面上部の右側に位置します「天神川1-68生産緑地地区」。面積は約0.02haです。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面中央の左側に位置します「天神川1-29生産緑地地区」。面積は約0.11haです。こちらは指定告示日から30年経過により、地区の全てを廃止するものです。

次に、図面中央に位置します「天神川1-33生産緑地地区」。面積は約0.03haです。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止する

ものです。

6 ページをご覧ください。図面中央に位置します「荻野 2-11 生産緑地地区」。面積は約 0.03ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面中央に位置します「荻野 2-16 生産緑地地区」。面積は約 0.06ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の全てを廃止するものです。

7 ページをご覧ください。図面中央に位置します「荻野 2-70 生産緑地地区」。面積は約 0.24ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

8 ページをご覧ください。図面中央に位置します「鴻池 3-3 生産緑地地区」。面積は約 0.01ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

9 ページをご覧ください。図面中央に位置します「瑞穂 4-37 生産緑地地区」。面積は約 0.02ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

10 ページをご覧ください。図面中央に位置します「緑丘 5-6 生産緑地地区」。面積は約 0.09ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

11 ページをご覧ください。図面中央に位置します「緑丘 5-34 生産緑地地区」。面積は約 0.01ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

12 ページをご覧ください。図面上部の右側に位置します「神津 6-13 生産緑地地区」。面積は約 0.07ha です。こちらは主たる従事者の故障により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面中央に位置します「神津 6-20 生産緑地地区」。面積は約 0.09ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面中央に位置します「神津 6-70 生産緑地地区」。面積は約 0.05ha です。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止するものです。

13 ページをご覧ください。図面中央に位置します「神津 6-23 生産緑地地区」。面積は約 0.09ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面中央に位置します「神津 6-35 生産緑地地区」。面積は約 0.28ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の全てを廃止するものです。

次に、図面中央の左側に位置します「神津6-75生産緑地地区」。面積は約0.10haです。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の全てを廃止するものです。

14ページをご覧ください。図面上部の右側に位置します「神津6-37生産緑地地区」。面積は約0.17haです。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面中央の左側に位置します「神津6-51生産緑地地区」。面積は約0.04haです。こちらは指定告示日から30年経過により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面下部の左側に位置します「神津6-60生産緑地地区」。面積は約0.11haです。こちらは主たる従事者の故障により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面下部の左側に位置します「神津6-58生産緑地地区」。面積は約0.05haです。こちらは指定告示日から30年経過により、地区の全てを廃止するものです。

15ページをご覧ください。図面中央に位置します「稲野8-1生産緑地地区」。面積は約0.11haです。こちらは指定告示日から30年経過により、地区の全てを廃止するものです。

16ページをご覧ください。図面上部の右側に位置します「稲野8-12生産緑地地区」。面積は約0.05haです。こちらは指定告示日から30年経過により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面下部の左側に位置します「稲野8-25生産緑地地区」。面積は約0.05haです。その内、約406平方メートルについては指定告示日から30年経過により、地区の全てを廃止するものです。

この生産緑地の廃止に伴いまして、その東側にございます約119平方メートルの生産緑地が、指定要件であります300平方メートルを下回ってしまうことから、道路を挟んで東側に位置します「稲野8-16生産緑地地区」に編入するものでございます。

17ページをご覧ください。図面中央に位置します「桜台9-2生産緑地地区」。面積は約0.10haです。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止するものです。

18ページをご覧ください。図面上部に位置します「桜台9-44生産緑地地区」。面積は約0.16haです。こちらは指定告示日から30年経過により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面中央に位置します「桜台9-45生産緑地地区」。面積は約0.17haです。こちらは指定告示日から30年経過により、地区の一部を廃止するものです。

19 ページをご覧ください。図面中央に位置します「桜台 9-65 生産緑地地区」。面積は約 0.09ha です。その内、約 570 平方メートルについては指定告示日から 30 年経過により、地区の全てを廃止するものです。

この生産緑地の廃止に伴いまして、その北西側にございます約 296 平方メートルの生産緑地が、指定要件であります 300 平方メートルを下回ってしまうことから、道路を挟んで西側に位置します「桜台 9-63 生産緑地地区」に編入するものでございます。

次に、図面中央の右側に位置します「桜台 9-78 生産緑地地区」。面積は約 0.06ha です。こちらは主たる従事者の故障により、地区の全てを廃止するものです。

次に、図面中央に位置します「桜台 9-77 生産緑地地区」。面積は約 0.09ha です。こちらは主たる従事者の故障により、地区の全てを廃止するものです。

次に、図面中央に位置します「桜台 9-70 生産緑地地区」。面積は約 0.02ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

20 ページをご覧ください。図面中央に位置します「池尻 10-2 生産緑地地区」。面積は約 0.39ha です。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の全てを廃止するものです。

21 ページをご覧ください。図面中央に位置します「池尻 10-20 生産緑地地区」。面積は約 0.04ha です。その内約 409 平方メートルについては主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止、また約 20 平方メートルについては、農地所有者からの申出により新規追加指定をするものです。

22 ページをご覧ください。図面上部に位置します「昆陽里 12-57 生産緑地地区」。面積は約 0.11ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面下部に位置します「昆陽里 12-42 生産緑地地区」。面積は約 0.06ha です。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止するものです。

23 ページをご覧ください。図面上部の右側に位置します「笹原 14-37 生産緑地地区」。面積は約 0.04ha です。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面中央の左側に位置します「笹原 14-30 生産緑地地区」。面積は約 0.07ha です。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止するものです。

24 ページをご覧ください。図面中央に位置します「南 16-14 生産緑地地区」。面積は約 0.06ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過によ

	<p>り、地区の一部を廃止するものです。</p> <p>25 ページをご覧ください。図面中央に位置します「有岡17-3生産緑地地区」。面積は約0.08haです。こちらは指定告示日から30年経過及び主たる従事者の死亡により、地区の全てを廃止するものです。</p> <p>以上が、今回、都市計画変更を行おうとしている40地区の概要でございます。</p> <p>本日ご説明いたしました都市計画の変更案につきましては、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の規定に基づき、去る8月25日付で兵庫県知事と協議を行い、「異存なし」との回答をいただいております。</p> <p>また、同じく準用する同法第17条第1項に基づく変更案の縦覧を、去る10月2日から16日の2週間実施し、第2項に規定する縦覧期間中の住民及び利害関係人からの意見書の提出はございませんでした。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。このことについて、ご質問がありましたらどうぞお願いします。</p>
委員	<p>8ページの鴻池3-3地区について教えてください。30年経過により1,388m²の廃止を行うとのことですが、その下に地積更正等として1,305m²との記載があります。他の地区に比べて明らかにこの地区の値が大きいのですが、どういう経緯があったのでしょうか。</p>
会長	<p>事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>鴻池3-3地区の地積更正等の面積が大きいことについては、委員ご指摘のとおりでございます。</p> <p>こちらの生産緑地については、実際買取申出のあった面積と今回廃止される面積の数値に差が生じております。こちらは残る北側の生産緑地の面積「0.13ha」と整合を取るために調整したものでございます。地図上の生産緑地の位置はこちらで間違いありませんが、残留する生産緑地の面積を確保するために、このような表記としたものです。</p>
委員	<p>新たに生産緑地に指定した区域があるということですか？</p>
事務局	<p>そういうことはありません。本来は、生産緑地指定以降、少しずつ生産緑地地区の区域が増減する中で、買取申出の際に地積更正等があった場</p>

	<p>合は、残りの地区の面積を考慮しながら廃止する面積を調整するのですが、過去から調整がされていなかった地区について、この度改めて対応したものです。</p>
委員	<p>まとめて調整したということですね。承知しました。</p>
会長	<p>今回は30年経過ということで、廃止は40件、追加は1件ですが、他に質問はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>県とも協議の上で決められたこちらの変更案について、異論はありませんが、2点お聞きしたいと思います。</p> <p>1つ目は、この生産緑地の制度を維持する上で、農家の皆さまが農業に対する意欲をどれくらいお持ちなのかという点が非常に重要かと思えます。このことについてお伺いしてよろしいでしょうか。</p> <p>2つ目は、今後は人口が減ってくる中で、農地の宅地化が進めば空き家等の問題も出てくるのではないかと思います。そこで、市の生産緑地のあり方についてどう考えているのか、お伺いしてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>今回初めて生産緑地に指定してから30年が経過したということで、例年の主たる従事者の死亡・故障による解除だけでなく、30年経過による解除も加わり、例年よりも解除件数が多くなっていると認識しています。</p> <p>また、農業従事者の多くが60代・70代ということもあり、従事者の高齢化が進んでいる現状があります。</p> <p>一方で、生産緑地が広く分布する森本、池尻、荒牧等の地域においてはそれなりに若い方にも積極的に農業に携わっていただいております。今後も彼らの手助けをやっていきたいと考えています。</p> <p>買取申出による生産緑地の解除を農業委員会が抑えることはできませんが、農地が減ることに対する解決策については今後も引き続き検討が必要と考えています。</p>
事務局	<p>私からは、2つ目の質問に回答させていただきます。確かに委員ご指摘のとおり伊丹市の人口は減少に転じております。</p> <p>平成27年度の法改正により、都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」に転換されました。これを受け、本市でも都市農地を保全する取り組みを進めてきたところでごさいます。生産緑地については減少傾向ではございますが、何とか現状維持したいという思いを持っておりまして、できるだけ農家の方々には農地を継続して続けてほしいと考えてい</p>

	<p>ます。都市農地は防災面での効果や緑地機能等、さまざまな活用方法により注目を浴びています。伊丹市としては、何とか農地を減らさない、また様々な方法で活用し継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>都市農地は都市に「あるべきもの」、またいろいろな活用方法があるということで、防災、気候変動対策、地産地消等、様々な分野にリンクしています。都市計画だけでなく、他部署の方々と連携し、都市農地のアピールしながら、農地が減らないように手を取り合って進めていただきたいと要望します。</p>
<p>会長</p>	<p>先程のご意見に関連しますが、伊丹市には農産物の直売施設があります。こういった施設が地域のコミュニティづくりにも貢献することができます。こういった多様な面で都市農地の在り方をご検討頂きたいと思えます。</p> <p>他にはよろしいでしょうか。</p> <p>他にご質問等がないようでしたら、お諮りしたいと思います。</p> <p>本審議会において、原案どおり異議なしとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、原案のとおり異議なしとして答申することといたします。それでは、議事の2つ目「阪神間都市計画防火の施設の変更（伊丹市決定）について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>消防局警防課です。消防局から阪神間都市計画防火の施設の変更についてご説明いたします。</p> <p>資料は、お手元の「第1回都市計画審議会資料 資料②」にて進めて参ります。</p> <p>まず資料の構成についてですが、資料の1ページには、都市計画変更の「計画書」として、阪神間都市計画防火の施設（伊丹市決定）の計画を廃止する施設を記載し、下段には変更の「理由」を記載しております。</p> <p>2ページから3ページには、変更前と変更後の対照を一覧表にまとめたもの、4ページが、都市計画防火の施設の配置が記載された総括図でございます。</p> <p>5ページから24ページは、各防火の施設の計画図を記載しております。また、25ページから31ページには、消防局警防課資料として阪神間都</p>

市計画防火の施設の変更（廃止）についての資料となっております。

この資料に沿って順次ご説明いたします。

加えまして、32 ページの A3 用紙につきましては、「市内の水利の整備状況」を記載しております。

それでは、まずはじめに都市計画防火の施設の経緯についてご説明いたします。

資料の 26 ページ、「1 都市計画防火の施設の経緯」をご覧ください。

都市計画防火の施設は、戦後以降の高度成長期の過程で、都市への急速な人口の集中が進む中、本市においても市内の木造家屋密集地において水利施設が不十分な地域に対し消防活動の利便性を向上させるため昭和 27 年に 5 施設、昭和 28 年に 15 施設の計 20 施設の計画地を都市計画決定し、順次防火水槽の整備を進めて参りました。

戦後以降の高度成長期の過程で、全国的に人口が増加し、伊丹市においても同様に急速な人口の増加が進み、昭和 25 年の国勢調査で伊丹市の人口は約 5 万 6 千人であったものが、昭和 40 年には 12 万人、昭和 45 年には 15 万人を超えました。

全国的な人口増加に比例するように、火災件数も右肩上がりが増加し、昭和 38 年には全国の火災件数が初めて 5 万件を超えました。

本市の火災件数につきましても、昭和 36 年に 66 件と 50 件を超え、昭和 45 年には 117 件と初めて 100 件を超えました。

本市でも宅地開発が進み、人口の増加とともに木造家屋が増加したことに比例して火災が増加し、木造家屋の密集地に対し、水利施設が不十分な地域において消防活動の利便性を向上させるため、先に述べましたが、昭和 27 年に 5 か所、28 年に 15 か所の計 20 か所を都市計画決定し、防火水槽を順次整備した経緯がございます。

その後、昭和 39 年に消防庁告示で「消防水利の基準」が定められ、この基準に基づき活動環境の有益な場所に順次整備を進めて参りました。

ここで本市の水利の整備状況についてご説明します。少し飛びますが資料の 29 ページの右下四角で囲んだところをご覧ください。

令和 5 年 1 月 1 日現在で市内には、消火栓が 3,660 基、防火水槽が 620 基あり、消防水利としては 4280 基ございます。

ここで資料の 32 ページ A3 用紙、「市内の水利の整備状況」をご覧ください。市内地図全体に正方形のメッシュを記載しております。

このメッシュは、本市の防火水槽の設置基準であります半径 140 メートルの円を面積換算し、一辺 250 メートルの正方形を 1 区画 1 メッシュとし、このメッシュ内に 40 t 以上の防火水槽を 1 基以上設置することとしております。

また、河川・池・工場・空港に加えて消防法第 21 条第 1 項の規定に基づき、学校や企業のプールを消防水利として指定しております。このメッシュ内の赤丸が消火栓、青の四角が防火水槽です。黄色の丸が都市計画決定施設となりますが、消防水利が充足していることが窺えます。

各市町の消防力の整備指針に基づく本市の整備率は 101.6%で、令和 4 年度消防施設整備計画実態調査結果での全国平均が 78.9%でありますので全国数値と比較しましても、本市の水利状況は非常に充足していると言えます。

ですので、都市計画施設として設置されている防火水槽は、今まで通り維持管理に努め、有効に活用していくことは勿論ですが、何分、設置から 60 年以上を経過した水槽であり、加えて「消防水利の基準」が示された昭和 39 年以前の防火水槽であることから維持管理の継続が前提ですが、今後の故障等による修繕や補強、更には撤去や再整備を行う上で周辺建物等への影響などを勘案して、廃止する選択肢を加味することを考慮し、速やかな事業展開がおこなえる様に計画変更をおこない、市内の消防水利を統一的に整備することや維持管理するための方針といたしました。

戻りまして資料の 27 ページ、「2 都市計画防火の施設の概要」をご覧ください。

この写真は昭和 20 年から昭和 25 年当時の伊丹市の航空写真です。

見ていただいて分かるように、市内全域に建物が少なく田畑が広がっていますが、人口増加に伴い建物が増えて参りました。写真の中央付近に昆陽池公園があるのが分かると思います。その南側に現在の昆陽地区や J R 伊丹駅周辺から伊丹小学校にかけて住宅地域が広がっていることが分かります。

人口増加に伴い、住宅街も市内に増えていく中で、当時はまだまだ上水道の配管も未整備箇所が多く、消火栓の整備も不十分な状態でした。その様な中、火災を食い止める有効な水利として、都市計画決定し防火水槽の整備が進められました。

次に資料 28 ページをご覧ください。都市計画決定された防火の施設の位置図でございます。

冒頭でも説明いたしましたが、昭和 27 年に先ほど見ていただきました昆陽地区や J R 伊丹駅周辺など 5 箇所に都市計画が決定され、その翌年の昭和 28 年に第 1 回の変更で新たに千僧や森本、梅ノ木地区などの 15 箇所を追加し、計 20 箇所を都市計画決定いたしました。

ここから都市計画防火の施設の変更案についてご説明いたします。

資料の 29 ページ、「3 都市計画防火の施設の変更案」をご覧ください。

昭和 27 年の都市計画決定から順次防火水槽の整備を図り、当初計画し

ておりました左側中ほどの表の 20 箇所のうち上段の表に示す 11 箇所は計画通り設置いたしました。下段の表 9 箇所につきましては、設置計画場所が道路下や民地などの理由で事業が進まず未整備のままとなっております。中央の地図が 20 号の計画用地を抜粋したものです。その他の計画地も同様にメッシュ内には他の消防水利が充足しております。

現在の消防水利の整備は、「消防水利の基準」において消防法や伊丹市開発行為等による指導基準に基づき防火水槽のほか、消火栓等の整備を進めていることから、当時のような都市計画施設の決定を行い、防火水槽を整備することは、おこなっておりません。

「消防水利の基準」に基づき、活動環境の有益な場所に順次整備を進めて参りました。その結果、当時に比べると整備施設も増加し、現在では市内全域に消防水利が 4280 基設置され、充足しているのが現状です。

この状況を踏まえ、消防局といたしましては、今後も消防法等に基づき、市内の消防水利を統一的に整備、維持管理するため、今回、阪神間都市計画防火の施設 20 箇所を変更することといたしました。

一方で、整備いたしました既存防火水槽につきましては、今までと同様に維持管理しながら活用して参りますが、将来的に老朽化による故障など以前から想定されておりましたが、撤去した後に同じ場所に再設置できるよう都市計画の指定は残しておりました。

しかし、現状では、本市の水利整備状況が整っていることを勘案し、改めて検討した結果、計画変更をおこなう方針といたしました。

つづきまして資料の 30 ページ、「4 今後の防火の施設（防火水槽）について」をご覧ください。

今後の防火施設の対応についてですが、今回、都市計画防火の施設を変更するにあたり、未整備の 9 箇所につきましては、先ほどご説明したとおり、現在、計画地の付近には消火栓や他の防火水槽など消防水利が充足していますので、今後、新たに防火水槽を整備する必要がなくなっております。

また、既に設置しました 11 箇所のうち、森本水槽以外の 10 箇所につきましては、現状は水漏れ等もございませんので、今後も継続活用いたしますが、先ほど説明した通り、整備されてから 60 年以上が経過した水槽でありますので、今後、経年劣化による故障や大きな地震等が発生した場合に躯体が破損することや、点検等での危険判定を受けるなど安全が確保出来ないと判断した場合は廃止も検討いたします。

最後に 31 ページをご覧ください。

スケジュールにつきましては、令和 5 年 6 月 15 日号の広報いたみに掲載し、7 月 5 日に素案の説明会を開催しましたが、市民の参加者はごさい

	<p>ませんでした。</p> <p>また、関係機関との協議に関しましても、特に意見等はございませんでした。加えて、広報いたみ 10 月 1 日号に掲載し、令和 5 年 10 月 2 日から 10 月 16 日の 2 週間、都市計画変更案の縦覧期間を設けましたが、結果、素案の説明会や各種協議等と同様、特に意見等はございませんでした。</p> <p>本審議会にて了承を頂ければ、12 月下旬に決定告示となる予定です。</p> <p>本日ご説明いたしました都市計画の変更案につきましては、資料 33 ページの通知のとおり、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、去る 9 月 6 日付で兵庫県知事と協議を行い、「異存なし」との回答いただいております。</p> <p>以上が都市計画決定されました防火の施設の変更についての説明となります。</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。このことについて、ご質問がありましたらどうぞお願いします。</p>
委員	<p>11 箇所が整備済み、9 箇所が未整備とのことですが、大きな地震が起きて水道がストップした際に消火栓は機能しなくなると思います。地震対策としてはどのように考えているのでしょうか。</p>
会長	<p>地震時の給水対策について、事務局から回答をお願いします。</p>
事務局	<p>本市の南海トラフ地震想定震度は震度 6 弱ですが、一部震度 6 強の地域があります。防火水槽の規格の適合性を認定する基準が示されたのが昭和 59 年 4 月 1 日で、これが震度 6 強に耐えられる防火水槽ということになります。市内にある防火水槽 620 基のうち、認定基準を満たす防火水槽は 454 基です。基準日以前に設置された防火水槽のほとんどが現場打ちの防火水槽で、設置当時の建築基準法、旧耐震の強度設計を参考に設置されております。また、設置場所の地形等を考慮した施工により設置され、現行の耐震基準を満たしているかは施工状況や地層によって異なりますので、全ての防火水槽が故障するということは想定していません。河川、池、工場、プール等といった使用できる水利施設や、基準日以降の防火水槽を有効に活用しながら活動を展開してまいりたいと考えております。</p> <p>また、消防局では、小型水槽付きポンプ自動車を先行整備し、中継戦術を確立した総合戦術を図っております。これら消防力を最大限に活用しながら消火活動を進めてまいります。</p>

委員	資料 29 ページでは防火水槽が 468 基、消火栓が 3660 基とあります。地震により消火栓が使えなくなった場合も対応が可能というように考えておられるのでしょうか。
事務局	はい。地震により消火栓が皆無の状態になりましても、そのために防火水槽があります。防火水槽を 1 基設置する基準である 250m メッシュ毎に防火水槽が設置されていますので、これらの防火水槽を有効に活用し中継戦術を取りながら消火活動を実施してまいります。
委員	ありがとうございます。
委員	防火の施設の変更案については異論ありません。細かくきちんとやっていただいていると思います。 あまのじゃくの質問で申し訳ありませんが、江戸時代では「火を消すのではなく類焼を防ぐ」と聞いていますし、世界で見ても日本ほど水資源の豊かな国はないわけで、今後水だけに頼った消火だけではなく、いろんな消火の方法があると思うのですが、いかがでしょうか。
事務局	消防において水は最大の武器ですが、先程ご紹介しました小型水槽付きポンプ自動車には、クラス A という浸透性の高い消火薬剤も積載しております。こちらも併用しながら消火活動を展開しております。
委員	市内に消火栓がかなり多く設置されていますが、伊丹市の消火栓は上水管に接続しているのでしょうか。それとも消火栓用の配管があるのでしょうか。
事務局	通常の上水管に接続された消火栓を使用しております。別配管で消防用水を整備しているということではありません。
委員	もし、特別に消火栓用の配管があるのであればメンテナンスが大変だなと思い質問させていただきました。ありがとうございました。
会長	他にはいかがでしょうか。 他にご質問等がないようでしたら、お諮りしたいと思います。 本審議会において、原案どおり異議なしとしてよろしいでしょうか。 (異議なしの声)

	<p>それでは、原案のとおり異議なしとして答申することといたします。</p> <p>これで、本日の議事は終了いたします。最後に事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日も審議いただきました、生産緑地地区、および防火の施設の変更につきましては、年内に都市計画変更告示を行う予定としております。</p> <p>事務局からは以上になります。</p>
会長	<p>これもちまして、閉会といたします。本日は、どうもご苦労さまでした。</p>